

する。

- (オ)盛立面、掘削面においては、それぞれのエリアの中で雨水を処理するものとし、隣接エリアへの濁水の流出を極力抑えるものとする。
- (カ)事業実施区域外からの雨水の侵入を避けるため、事業実施区域外周に排水路を設置する。

### b) 濁水処理対策

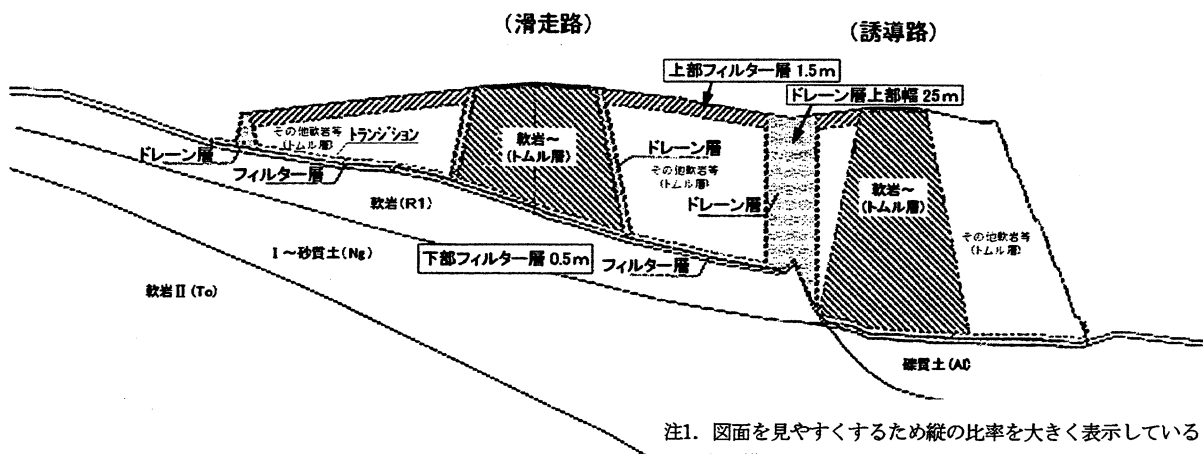
- (ア)工事区域内の抑制された濁水の処理については、浸透ゾーンを利用した地下浸透方式を主とするが、地質等の状況により実施できない場合は、機械処理方式を併用する。
- (イ)機械処理方式の施設規模を設定するための降雨は10年確率降雨を対象とする。
- (ウ)機械処理方式<sup>註)</sup>を適用する場合の排水基準は、生活環境の保全に関する環境基準(河川の水産1級)を準用し、SS濃度を25mg/L以下とする。

注. 機械処理方式：機械処理方式は、凝集処理を検討をしているが、その凝集剤の種類等については、環境への負荷を考慮して選定する。

### ③ 地下水保全対策

地下水保全対策として、雨水排水処理方法は、地下浸透方式を原則とする。

- ・事業実施区域における現況地盤は、琉球石灰岩を基岩とする透水性地盤においては、地下水涵養源となっていることから、雨水排水は地下浸透により処理することを基本とする。
- ・透水性地盤における盛土ゾーニングは、現地盤への雨水の浸透対策として、盛土構造に浸透ドレーン層を配置することとする。(図-2.2(5))



注1. 図面を見やすくするため縦の比率を大きく表示している。  
縦：横=5：1  
2. ここに示される計画は概略のものであり、詳細計画の際には変動があり得る。

図-2.2(5) 盛土構造